

津山市介護保険居宅介護住宅改修費等委任払い制度に係る取扱誓約書

年 月 日

津山市長 殿

(申請者) 住 所

事業所名称

代表者氏名

印

津山市の介護保険居宅介護住宅改修費等受領委任払い制度に関して、事業者の登録及び受領委任の取扱いの届出を行うに当たり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

(基本的事項)

1 居宅介護住宅改修等の提供に関しては、関係法令、通知・通達、及び津山市介護保険居宅介護住宅改修費等に係る事業者の登録及び居宅介護住宅改修費等委任払い制度取扱要綱(以下、「要綱」という。)等を遵守すること。

2 居宅介護住宅改修等を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、心身の状況及びそのおかれている環境等を踏まえた適切な居宅介護住宅改修等を行うよう努めること。

3 居宅介護住宅改修等を行うに当っては、津山市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

4 居宅要介護等被保険者の意志及び人権を尊重し、常に居宅要介護等被保険者の立場に立ったサービス提供に努めること。

(受給資格の確認等)

5 居宅要介護等被保険者から、居宅介護住宅改修等について津山市介護保険居宅介護住宅改修費等委任払い制度により取扱うことを求められた場合には、居宅介護住宅改修等を行う前に、あらかじめ被保険者の提示する介護保険被保険者証によって津山市の被保険者資格を有していること、現在有効な要介護認定又は要支援認定を受けていること、給付制限等を受けていないこと等を確認し、津山市介護保険居宅介護住宅改修費等委任払い制度が利用可能であるかどうか確認すること。また居宅介護住宅改修等を行うに当たっては、当該被保険者に過去の居宅介護住宅改修等の給付実績を確認すること。

6 正当な理由なく、津山市介護保険居宅介護住宅改修費等委任払い制度の利用を拒まないこと。

(見積書等の発行)

様式第2号

7 (介護予防)住宅改修を津山市介護保険居宅介護住宅改修費等委任払い制度により取扱う場合には、その施工に係る費用を適正に見積り、津山市の求める「見積書」を作成し、居宅要介護等被保険者に発行すること。

(見積書の内容変更)

8 7の住宅改修に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、すみやかにその変更の内容を当該居宅要介護等被保険者及び当該住宅改修に係る理由書を作成する介護支援専門員等に連絡すること。また、変更前の見積書の内容に基づいて承認された住宅改修については、無効になることを当該要介護等被保険者及びその家族等に説明し、変更後の内容に基づく見積書を発行するとともに、改めて津山市に対して介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前協議書【受領委任払い用】及び変更後の見積書の提出を行うよう説明すること。

9 7の住宅改修について、居宅要介護等被保険者等から、津山市から介護保険(介護予防)住宅改修事前申請承認(不承認)通知書により承認を受けた旨の連絡があった場合、すみやかに当該承認の住宅改修を行うこと。その際、当該居宅要介護等被保険者等に対して当該住宅改修の施工に関して十分に説明を行い、快適な環境となるよう施工すること。

10 居宅介護住宅改修費等については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを居宅要介護等被保険者より受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、居宅要介護等被保険者に対し自己負担額分の領収証を発行すること。また、当該居宅介護住宅改修等が7の住宅改修の場合は、あわせて当該住宅改修費の工事内訳書を発行すること。

11 居宅介護住宅改修等の代理受領を行ったときは、当該居宅要介護等被保険者あて保険給付分の領収証を発行し、市長に提出すること。

12 居宅要介護等被保険者が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を津山市に通知すること。

(1) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 正当な理由なく、当該居宅介護住宅改修等を行うに当たって必要な手続き等に関して協力しないとき。

13 居宅介護住宅改修等に関する記録を整備し、住宅改修の完了又は特定福祉用具の販売の日から2年間保存すること。

14 市長が必要があると認めた居宅介護住宅改修等の支給に関する指導又は調査において、帳簿の提出又は説明等を求められた場合には、直ちにこれに応じること。

15 関係法令、要綱、この遵守事項に違反し、その是正等について、市長から指導を受けたときは、直ちにこれに応じること。

16 この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により事業者登録を届け出た場合、市長が直ちに当該

様式第2号

登録を取り消しすること、また、以後市長が定める取消期間中は登録を受けることができないことについて、異議を唱えないこと。

17 居宅要介護等被保険者又はその家族等からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行うこと。また、居宅要介護等被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を居宅要介護等被保険者の立場に立って検討し、対処すること。

18 居宅介護住宅改修等を提供するに伴い、事業所の責めに帰すべき事由により、居宅要介護等被保険者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護等被保険者に対してその損害を適正かつすみやかに賠償すること。

19 業務上知り得た居宅要介護等被保険者又はその家族等の秘密を保持すること。また、事業所の職員であった者に、業務上知り得た居宅要介護等被保険者又はその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するように適切な措置を講じること。

20 介護保険居宅介護住宅改修費等委任払い取扱事業者の登録内容に変更があったときは、すみやかにその旨を要綱様式第5号にて津山市長に届け出ること。

21 登録を行っていた事業を廃止し、休止し、再開し、又は辞退するときは、すみやかにその旨を要綱様式第6号にて津山市長に届け出ること。

以上